

第1回 権利変換計画の軽微な変更について（公告）

令和4年9月7日付で神戸市長より認可を受け、令和6年9月2日に変更認可を受けました垂水中央東地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画について、令和7年4月22日付（神都地 第29号）により都市再開発法第72条第4項、及び同法施行令第25条の規定による軽微な変更を行いましたので、同法第86条第1項、及び同法施行規則第32条第2項の規定により下記のとおり公告します。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称

垂水中央東地区第一種市街地再開発事業

2. 施行者の名称

垂水中央東地区市街地再開発組合 理事長 井澤 順三

3. 事務所の所在地

神戸市垂水区陸ノ町1番2-401号室

4. 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称

神戸市垂水区神田町159番

5. 権利変換計画の認可を受けた年月日

令和4年9月7日

6. 権利変換計画の変更認可を受けた年月日

令和6年9月2日

7. 権利変換の軽微な変更をした年月日

令和7年4月22日

以上

神戸市垂水区陸ノ町1番2-401号室

垂水中央東地区市街地再開発組合

理事長 井澤 順三